

福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況

1 重度心身障害者医療 (91)

(2019年(平成31年)4月1日現在)

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

2 ひとり親家庭等医療 (92)

(2019年(平成31年)4月1日現在)

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
上記以外の市町 (坂町追加)	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

3 乳幼児医療 (90)

(2019年(平成31年)4月1日現在)

市 町 名	対象年齢等	一部負担金
熊野町	入院：中学校3年生まで 通院：就学前まで	入院・通院とも無料
府中町	入院：中学3年生まで 通院：小学校6年生まで	①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院・通院とも月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
廿日市市	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで	①未就学児は入院・通院とも無料 ②小学生以上は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
広島市	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで	○入院 無料 ○通院の場合(1医療機関につき) 1 保護者の所得額が基準額未満の場合 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで) 2 保護者の所得額が基準額以上 ①未就学児 1日1,000円を限度(月2日まで) ②小学1～3年生 1日1,500円を限度(月2日まで) ③第三子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで)
三次市 安芸高田市 安芸太田町 北広島町 世羅町 神石高原町	入通院とも18歳到達後最初の3月31日まで	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
三原市 尾道市 府中市 庄原市 大竹市 大崎上島町 福山市	入通院とも中学校3年生まで	
東広島市 海田町	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで	
竹原市 江田島市	入通院とも小学校6年生まで	
呉市 坂町	入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	

※ _____ は、2019年(平成31年)4月1日から変更となる市町

一部負担金の取扱いは、必ず受給者証で確認してください。